

SAITAMA SANPO

V 24



作業環境測定とその意味するところ
事業場における労働者の健康保持増進のための指針
(THP指針)が改正されました
行田地域産業保健センターの紹介

独立行政法人 労働者健康福祉機構
埼玉産業保健推進センター

CONTENTS

ページ

1	巻頭言 リスクアセスメントのお薦め 埼玉産業保健推進センター所長/櫻井 治彦
3	作業環境測定とその意味するところ 埼玉産業保健推進センター 労働衛生工学担当特別相談員/児島 俊則
11	労働局からのお知らせ 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）が 改正されました 埼玉労働局安全衛生課
14	特定健診・特定保健指導の実施にあたっての事業所の留意事項 埼玉産業保健推進センター副所長/石鳥 次男
18	行田地域産業保健センターのご紹介 コーディネーター/清水 コーディネーター/河村
20	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金
22	母性健康管理研修会のお知らせ
23	産業保健セミナー開催のご案内
24	産業保健セミナー（後期）
25	カウンセリング技術研修開催のご案内
27	労働衛生関係法令研修開催のご案内
28	産業医研修会のご案内 メンタルヘルス事例研究会のご案内/産業保健相談員及び相談日

贈呈

独立行政法人労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センターは、働く方々の健康確保を一層積極的に図っていただくため、産業医及び保健師・看護師並びに衛生管理者等の産業保健関係者に対し、窓口相談・実地相談、研修、情報の提供、広報・啓発、助成金の支給等の各種事業を行っております。

その中の情報提供の一環として、独自の産業保健情報誌「さいたまさんぽ」を定期的に発刊、配布しており、この度最新号を発刊しましたので贈呈いたします。

関係者の皆様の産業保健活動の推進にご活用いただければ幸いです。

なお、本誌並びに当推進センターの事業運営等にご意見があれば、FAX又はEメール等にて賜ります。是非多数の御意見を頂きたくよろしくお願いいたします。

リスクアセスメントのお薦め



埼玉産業保健推進センター所長 櫻井 治彦

いつの時代にも、職場にはさまざまな危険や有害性が潜んでいる。昔に比べればかなり改善されたが、働く環境は今も相変わらず厳しいものがある。

このような危険や有害性による健康障害を予防することが安全衛生活動の主な目標である。そのために事業者が行うべきことが、労働安全衛生規則やその他の特別則（鉛則、有規則、特化則など）により具体的に定められてきた。しかし、広範な危険・有害要因のすべてについて規制を設けることはできない。いろいろの指標をみると、日本の労働災害の発生率は近年下げ止まりのような状況になっている。それどころか、過重労働やメンタルヘルスのように、むしろ近年になって悪化している領域もある。このような現状を打破し、日本の労働安全衛生のレベルを少しでも向上させるためには、事業者による自主的な予防措置をもっと進める必要があると考えられるようになったのは当然のことであろう。

平成17年11月に改正され、18年4月から施行された労働安全衛生法では、第28条の2で、広範な業種の事業者が、職場の危険・有害要因についてリスクアセスメントを行うよう努めなければならないとされた。いわゆる努力義務化である。これにより事業者は、職場に起因する健康障害が起こった場合、従来より厳しく民事的な責任を追及されることが予想される事態になった。

化学物質を取り扱う事業者には例外なくこの努力義務が課され、それ以外の危険・有害要因については、下記に列挙する業種の事業者に努力義務があるとされた。すなわち、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、及び機械整備業である。

これをみると、農業、漁業など2,3の、リスクが小さくない業種が落ちていることを除けば、事務作業を主とする業種以外はほとんど含まれているのがわかる。実際には、ここに記載されていない業種でも、労働災害が起こった場合の責任の所在は、同様に追求されることになると思われる。

事業者と労働者が、協力して職場のリスク要因をもれなく列挙し、それぞれについて、リスクの大きさを判断し、優先順位をつけて、対策を講じるというリスクアセスメントのやり方には、明らかに大きな利点がある。この「さいたまさんぽ」をご覧下さる事業所の安全衛生担当者の皆様には、今まで以上に、リスクアセスメントとそれに基づく改善措置を行うという視点で、今後の活動を方向付けて下さるようお願いしたい。

すでにこのような考え方で、安全衛生を進めてこられた事業所も多いと拝察するが、今後なお一層の努力を払われ、労働者の健康の維持に貢献していただければと期待している。

さらに、トップの方針表明のもとで計画、実施、評価、見直しの各ステップを継続的に進め、文書と記録を整備して、組織としてのノウハウの蓄積・継承を図るマネジメントシステムまで安全衛生活動のレベルを上げていただければ、効果は一層明らかと考えられる。

私ども産業保健推進センターでは、職場のすべての危険有害要因への対応について、専門家をそろえてお手伝いできる体制をとっているので、何事によらずご相談いただくことを願っている。



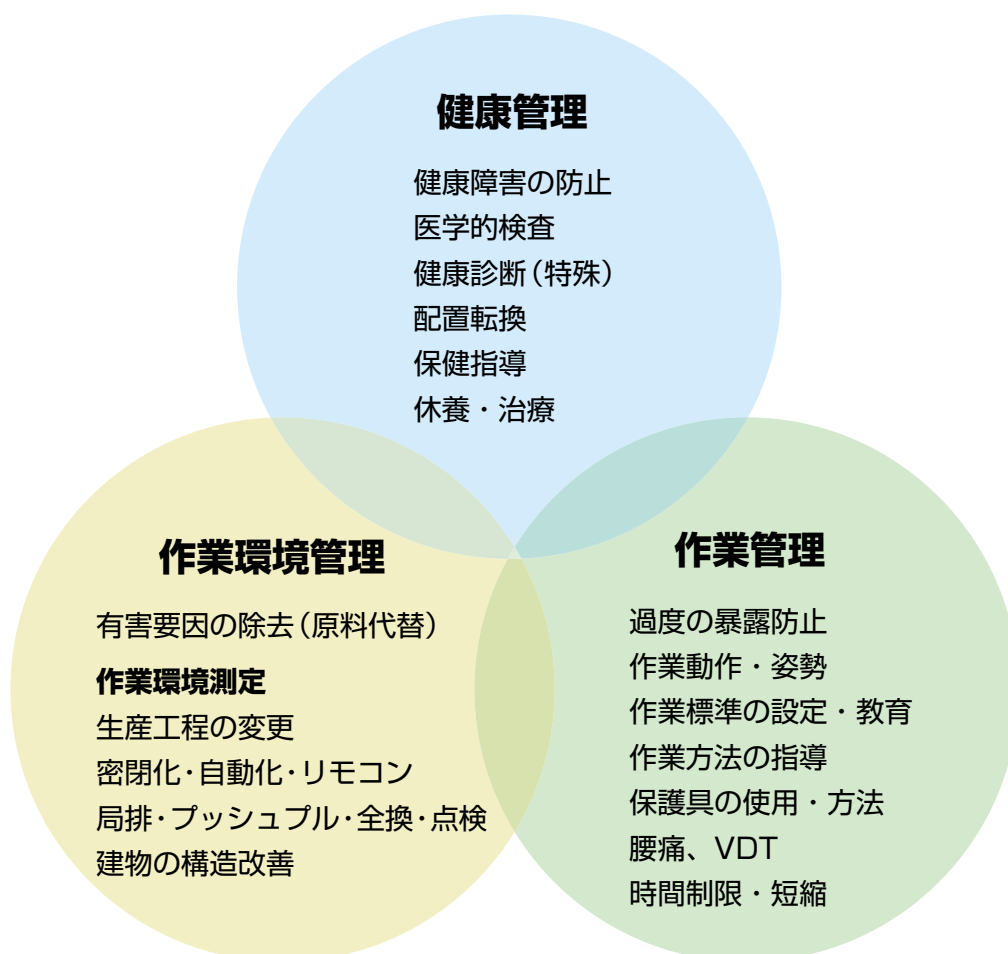
作業環境測定と その意味するところ

埼玉産業保健推進センター
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

児島 俊則



労働衛生の三管理とは、健康管理、作業環境管理、作業管理、を言いますが、この三管理の相互関係が作業者の健康に重大な影響を及ぼします。相互関係の意味するところは下記のように表されます。



作業環境測定とは作業者の空気環境の健康診断であるということが、事業所によっては、まだその認識度に大きな差が見られるのが現実であるかと思われます。

その事業所の実情を3つに層別してみると、

- ① 過去から継続して測定を行い、よく管理されている事業所
- ② 過去から継続して測定をしているが、有所見（第2、第3管理区分）でも一向に環境改善が進んでいない事業所
- ③ 全く測定をしていない事業所

①は、安全衛生推進者や衛生管理者が測定報告書に目を通し、関係部署に回覧して、結果を安全衛生委員会で報告して職場の関心を高めている。産業医や事業所長にも報告がされて、報告書には回覧の押印もされている。

②は、法律だから仕方なく測定はしているが、第2、第3管理区分で健康診断の結果が有所見でも環境改善に意欲的に取り組んでいない。騒音職場にもその傾向が認められます。

③は、所轄の監督署の指導があるまでそんな法律さえ知らなかった、という事業所が有ること。指摘されて初めて特殊健康診断や作業環境測定をする事業所です。

「労働衛生のしおり」（平成19年度）の巻末には平成17年度の実績として、測定事業場が300以上あったものを掲載されていますが、それによると第1管理区分が、特化物で93.7%、有機溶剤で91.4%、粉じんで84.3%とありますが、10年前（平成7年度）の第1管理区分は、各96.1%、87.7%、82.4%でした。

単純に比較は出来ないかもしれないが特化物を除いて改善が進んでいると考えられます。

上記の①に該当する事業場では、確かに第1管理区分が圧倒的に多い傾向を示していると考えられます。しかし、中小の事業所ではまだまだ②又は③のところが多いと感じます。

③については、監督署の更なる指導が望まれるところです。

以下に、作業環境の健康診断書つまり、作業環境測定結果報告書について更に理解を深めていただくために報告書の内容について解説をします。

報告書の中の用語の意味について、順に従って

【登録番号】

測定機関及び作業環境測定士の日本作業環境測定協会（厚生労働大臣指定登録機関）に登録されている番号。

【統一精度管理の参加】

日本作業環境測定協会が測定機関に対して毎年一回行う、同一検体による測定機関の測定精度、評価、報告書の書き方などを検定しその精度向上を意図するもの。今年から合否判定の成績がつきます。報告書には参加年度と参加No.が表示されます。

【作業環境測定士】

第1種作業環境測定士は、担当する物質①号～⑤号の国家試験を受けて合格し、更に日本作業環境測定協会の行う実技研修に合格し、登録した者を言います。

指定作業場の種類：第①は粉じん、②は放射性物質、③は特定化学物質、④は金属類、⑤は有機溶剤を意味し、労働安全衛生法施行令第21条に基づく作業環境測定を行うべき作業場の種類で、報告書の中で○印の付いている番号（物質）がその機関の取得ライセンスを意味します。

【単位作業場】

測定する作業場の範囲を言います。図面上は太線の内側、点線で囲います。「当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。」と定義されています。

【1日測定と2日測定】

1作業日だけの測定と連続2日間とする場合があります。1作業日だけの測定は日間変動を考慮して管理水準を厳しくします。通常は手間・コストの関係もあり殆ど1日測定で報告書が作成されています。

【管理濃度E】

作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って測定した結果から、作業環境の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標です。EはPPM又は mg/m^3 で表し、84の物質が決められております。産業医学会の許容濃度とは全く意味合いが異なります。混合有機溶剤では $E=1$ で無次元とでていますが、測定値PPMを各溶剤の管理濃度PPMで割算をするので無次元となります。鉱物性粉じんのEは、遊離けい酸含有率を求めて式に入れて計算をします。

【A測定】

単位作業場における有害物の平均濃度を求める測定。測定点は5点以上、各点10分以上のサンプリング（測定）、測定時間は連続作業における60分以上の時間、測定点の高さは0.5m～1.5mの範囲でサンプリングする。

サンプリングの位置は、床面上に6m以下の任意・等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置とします。

測定点は①～⑤以上、図面上も間隔は縦はタテ均等割り、横はヨコ均等割りで表示します。騒音測定は高さ1.2m～1.5mの範囲。

幾何平均濃度、幾何標準偏差を求めて計算式（後述）により管理区分を決めます。

騒音は算術平均から求めます。第1評価値 $E_{A1} < E$ の場合は第1管理区分、第2評価値 $E_{A2} \leq E \leq E_{A1}$ は第2管理区分、 $E < E_{A2}$ は第3管理区分と判定します。

【B測定】

作業者が、最も高い濃度で暴露されると思われる位置で10分間測定を行います。B測定値 C_B を管理濃度E又はEの1.5倍の値と比較します。

$C_B < E$ の場合は第1管理区分、 $E \leq C_B \leq 1.5E$ は第2管理区分、 $1.5E < C_B$ は第3管理区分と判定します。

【管理区分】

A・B測定により評価を3区分に分けて第1、第2、第3管理区分と判定します。第2、第3と判定された作業場は法律条文による何らかの改善・対策を要します。

騒音は、A（算術平均）B共に85dB未満が第1、85dB以上90dB未満が第2、90dB以上が第3管理区分になります。（測定結果の評価の項参照）。

【デザイン】

資格を持った測定士が、単位作業場の中で、A・B測定を行うためのルールに基づいて測定点を

決めることを言います。

A測定点が障害物等でサンプリングできず、5点未満の場合は再度デザインをやり直して、5点以上をキープします。

【サンプリング】

資格を持った測定士が、デザインに基づく測定点で汚染空気の採取及び測定を行うことを言います。

【併行測定】

粉じん作業場における粉じん濃度の測定時に、A測定及びB測定以外に実施する測定です。この測定では、当該単位作業場の粉じん濃度を代表できると思われる位置で質量濃度測定法と相対濃度指示法の2種類の測定を同時に実施します。

質量濃度測定法は、ローボリュームサンプラー又はハイボリュームサンプラーを用いて、一定流量で60分程度（通常はA測定実施時間中）吸入性粉じんをろ紙上に採取し、採取した吸入性粉じん重量を計量し、当該測定位置の粉じん濃度（ mg/m^3 ）を算出します。

相対濃度指示方法は、デジタル粉じん計を前述のサンプラーと同時に同位置で測定し、1分間あたりのカウント数（cpm）を求めます。実測した質量濃度と粉じん計のcpm値から、質量濃度変換係数K（ $\text{mg}/\text{m}^3/\text{cpm}$ ）を求めます。このK値は、1cpmあたりの質量濃度を表します。

A・B測定は、粉じん計のみで測定を行ない、cpmを記録します。この値にK値を乗ずれば、各測定点における質量濃度（ $K \times \text{cpm} = \text{mg}/\text{m}^3$ ）が求められます。

【単位作業場の図面等】

作業場の図面には縦横の長さを記入し単位作業場は内載り点線で表示します。A測定点は①～⑤以上、B測定点はBを○で囲みます。

図の中の記号は人の位置、風向き（向き↑）、発生源（×印）、換気装置などの位置を示します。

【測定データの記録】

図面上の測定点と測定値を対比して、どの位置が最も濃度が高いか低いか、管理状態はどうか等を見ます。作業者の特殊健康診断の結果等からみても衛生管理者、産業医等のパトロール時の貴重な記録となります。

【サンプリング実施時の状況】

設備、排気装置の稼動状況等測定時の環境状況が克明に記載されます。

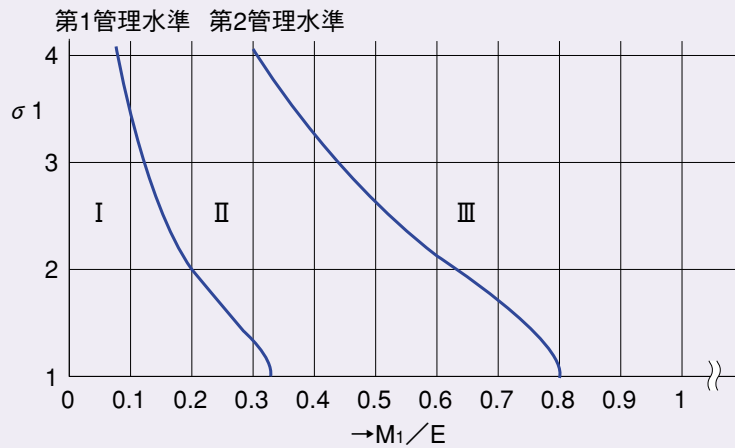
【試料採取方法及び分析方法（測定機器）等】

採取方法では固体捕集法－活性炭、液体捕集法－インピンジャー、ローボリ・ハイボリサンプラー－粉じん計等対象物質によって使用した機器類が記載されています。

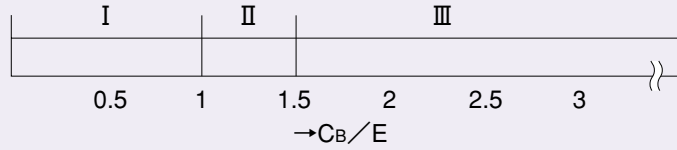
【測定結果の評価】

A測定の評価をグラフで表している場合は、I、II、IIIのどの位置に黒点マークが付いているか、簡単に管理区分を判定できます。同様にその下にB測定の評価が図示されているので、A・Bどちらかの悪い区分でその単位作業場の総合判定が出来ます。グラフでは、1日測定の場合を例として図示すると、

A 測定



B 測定



計算では、測定の結果に基づき次のように評価されます。

$$\text{第1評価値 (E}_{A1}\text{)} \quad \log E_{A1} = \log M_1 + 1.645 \sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}$$

$$\text{第2評価値 (E}_{A2}\text{)} \quad \log E_{A2} = \log M_1 + 1.151 (\log^2 \sigma_1 + 0.084)$$

M_1 はA測定の数値平均値、 σ_1 は幾何標準偏差を表し $M_1 \leq E_{A2} \leq E_{A1}$ の関係になっています。
(数式は1日測定の場合の式です。)

評価の基準を不等記号<の向きを一定にして表にすると、

A 測定		$E < E_{A2}$	$E_{A2} \leq E \leq E_{A1}$	$E_{A1} < E$
	管理 区分	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
B 測定		$C_B < E$	$E \leq C_B \leq 1.5E$	$1.5E < C_B$
	管理 区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
評 価		A、B共に第Ⅰ管理 区分である場合	A、B=Ⅱか A=Ⅱ、B=Ⅰ又は B=Ⅱ、A=Ⅰ。	A、B=Ⅲか A=Ⅲ、B=Ⅱ以下、 又はA=Ⅲ、B=Ⅱ 以下の場合。
	管理 区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ

A・B評価のどちらか悪い方の管理区分が、その単位作業場の総合評価になります。

【評価の結果に基づく措置】

第1管理区分になった作業場は、作業環境は良好であり、この状態の継続的維持管理が望まれる

作業場です。

第2管理区分になった作業場は、条文では、「施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあります。

第3管理区分になった作業場は、「直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該作業場の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならない。」とあります。健康診断の結果はどうか、作業管理はどうか厳しく3管理が問われます。

【コメント】

測定士が一番苦慮するところで、中には条文にある上記の「評価に基づく措置」の管理区分の説明だけをしている報告書もあります。

労働衛生工学的に技術的な改善策を具体的に、例えば、局所排気装置の性能の改善又はプッシュプル換気装置の推奨、作業方法の見直しなどを指摘したりします。第2、第3管理区分の作業場で6ヶ月後に毎回、同じ結果で同じコメントをせざるを得ないような改善が進んでいない作業場は、測定士泣かせの事業所です。保護具着用での対応は、あくまでも改善までの一時的なものであると言うことです。

事業所長、管理職など改善に真剣に取り組んで頂きたいところです。

【終わりに】

これまで事業所において産業医の先生方、又衛生管理者、保健師さんの方々には「作業環境測定結果報告書」をご覧になって、理解しにくい部分あるかと思いますが本稿を参考にして、より一層の理解を深めて頂きますようお願いいたします。



作業環境測定を行うべき作業場（労働安全衛生法施行令第21条）

作業場の種類 (安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定項目	測定回数	記録の保存年
○ 1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	案衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	案衛則 590条 591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回（注1）	3
4	坑内作業場 (1) 炭酸ガスの停滞場所	案衛則 592条 603条 612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
	(2) 通気設備のある坑内		通気量	半月以内ごとに1回	3
	(3) 28℃を超える場所		気温	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	空気中の一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回（注2）	3
6	放射線業務を行う作業場 (1) 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条 55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回（注3）	5
	○(2) 放射性物質取扱室 (3) 坑内核原料物質掘採場所		空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
○ 7	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特別管理物質については30年間
	石綿等を取り扱い、または試験研究のため製造する屋内作業場	石綿則 36条	空気中の放射性物質の濃度	6月以内ごとに1回	40
○ 8	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛濃度	1月以内ごとに1回	3
※ 9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	空気中酸素濃度 (硫化水素発生危険場所の場合には同時に硫化水素濃度)	その日の作業開始前	3
○ 10	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業所	有機則 28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

作業場の種類の欄に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければならない。

また、※印を付した作業場の測定は、酸素欠乏危険作業主任者に行わせること。

(注) 1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、遅滞なく測定する。

2 室温および相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏および冬の年3回。

3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。

作業環境測定機関名簿 埼玉労働局安全衛生課 (平成20年4月22日作成)

登録番号	名称	所在地	電話	実施できる測定の種類					登録年月日
				第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	
1	(株)産業分析センター	草加市谷塚町405	048-924-7151	○	×	○	○	○	S 52. 1. 5
2	(株)熊谷環境分析センター	熊谷市大字高柳1-7	048-532-1655	○	×	○	○	○	S 52. 3. 10
3	(株)日本環境調査研究所	吉川市旭8-3	0489-91-9461	×	○	×	×	×	S 52. 3. 10
4	内藤環境管理(株)	さいたま市南区太田窪2051-2	048-887-2590	○	×	○	○	○	S 52. 10. 24
5	東邦化研(株)	越谷市流通団地3-3-8	048-961-6161	○	×	○	○	○	S 52. 12. 23
6	(社)埼玉県環境検査研究協会	さいたま市大宮区上小町1450-11	048-649-1151	○	×	○	○	○	S 53. 3. 25
7	三菱マテリアアルテクノ(株)環境技術センター	さいたま市大宮区北袋町1-297	048-641-5191	○	×	○	○	○	S 53. 4. 1
8	山根技研(株)	児玉郡美里町大字中里2	0495-76-2232	○	×	○	○	○	S 53. 5. 23
9	協和化工(株)	鴻巣市生出塚1-1-7	048-541-3113	×	×	○	×	○	S 54. 2. 22
10	大伸化学(株)	越谷市七左町4-316	048-988-1122	×	×	×	×	○	S 55. 10. 16
11	アルファ・ラボラトリー(株)分析センター	さいたま市北区吉野町1-6-14	048-666-3350	○	×	○	○	○	S 56. 4. 22
12	(株)環境総合研究所	川越市鴨田592-3	049-225-7264	○	×	○	○	○	S 58. 10. 14
13	石川環境(株)	越谷市柳町4-23	048-962-5774	○	×	×	×	×	H 1. 6. 30
14	(株)環境テクノ	東松山市大字大谷3068-70	0493-39-5181	○	×	○	○	○	H 3. 1. 25
15	寺木産業(株)	さいたま市北区土呂町1-59-7	048-666-2040	○	×	○	○	○	H 6. 3. 31
16	ラドセーフテクニカルサービス(株)	三郷市早稲田5-18-18	048-959-4880	×	○	×	×	×	S 59. 4. 20
17	(財)埼玉県健康づくり事業団	さいたま市桜区上大久保519	048-859-5160	○	×	○	○	○	H 9. 4. 25
18	(株)放技研	所沢市東所沢2丁目51-1	042-945-0455	○	×	○	○	○	H 9. 9. 9
19	(有)アールアイエイト	春日部市大字牛島1265-23	048-752-7654	×	○	×	×	×	H 9. 9. 9
20	大日本インキ環境エンジニアリング(株)	戸田市新管910-1	048-445-2551	○	×	○	○	○	H11. 2. 25
21	(株)関東環境科学	羽生市大字上新郷5995-7	048-560-6222	○	×	○	○	○	H 1. 10. 2
22	(財)化学物質評価研究機構 東京事務所	北葛飾郡杉戸町下高野1600	048-037-2601	○	×	○	○	○	S 52. 5. 9
23	(株)環境技研 戸田テクニカルセンター	戸田市笹目2-5-12	048-422-4857	○	×	○	○	○	S 59. 5. 20
24	(株)ビー・エム・エル BML総合研究所	川越市的場1361-1	049-232-3131	○	×	○	×	○	H 14. 5. 7
25	エスエス環境(株) 東京支社 東京技術センター	越谷市伊原1-4-7	048-989-5631	○	×	○	○	○	H 14. 5. 28
26	上尾環境測定(有)	上尾市大字小泉168	048-781-5777	○	×	×	×	○	H 14. 11. 13
27	(合資)ティー・エー・シー	草加市瀬崎町211-18	048-925-6776	×	○	×	×	×	H 15. 5. 9
28	(有)両毛環境保健センター	熊谷市問屋町2-5-13	048-520-3016	○	×	○	×	○	H 15. 6. 30
29	埼玉ゴム工業(株)	加須市愛宕2丁目5番24号	0480-63-1700	○	×	×	○	○	H 16. 10. 18
30	東京インキ(株) 吉野原工場	さいたま市北区吉野町1丁目397	048-660-0311	○	×	×	×	○	H 18. 9. 27
31	川口解体工業(株) 埼玉営業所	川口市江戸袋1-8-5	048-280-1620	○	×	×	×	×	H 19. 5. 31
32	(株)建設環境研究所環境科学技術センター	さいたま市大宮区榊引町1-268-1	048-668-7282	○	×	×	×	○	H 19. 8. 24

*実施できる測定の種類：第1号—粉じん・石棉、第2号—電離放射線、第3号—特定化学物質、第4号—金属・鉛、第5号—有機溶剤 (詳細は作業環境測定規則別表参照)

事業場における労働者の健康保持増進のための 指針（THP 指針）が改正されました。

平成19年11月30日改正

(1) 趣旨

THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）指針は労働者の健康保持増進対策の基本的な考え方と、原則的な実施方法を定めたものです。

事業者は、THP 指針に基づき、各事業場の実態に即した形で、THP を推進することが望ましいとされています。

(2) 健康保持増進対策の基本的な考え方

事業者は、労働者の健康保持増進対策について、単に健康障害を防止するという観点のみならず、更に一歩進んで、労働生活の全期間を通じて継続的かつ計画的に心身両面にわたる健康保持増進を目指す必要があります。

(3) 健康保持増進計画の策定

労働者の心身両面にわたる健康づくりは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにする必要があります。このため、事業者は、「健康保持増進計画」（労働者の健康の保持増進を図るための基本的な計画）を策定するように努める必要があります。健康保持増進計画で定めるべき事項は次のとおりです。

- ①事業者が健康保持増進を積極的に推進する旨の表明に関すること。
- ②健康保持増進計画の目標の設定に関すること。
- ③事業場内健康保持増進体制の整備に関すること。
- ④労働者に対する健康測定、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導等健康保持増進措置の実施に関すること。
- ⑤健康保持増進を講ずるために必要な人材の確保並びに施設及び設備の整備に関すること。
- ⑥健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。
- ⑦その他労働者の健康の保持増進に必要な措置に関すること。

(4) 健康保持増進対策の推進体制

事業者は、健康保持増進対策を、継続的かつ計画的に推進するため、次の推進体制を整備するよう努めることが必要です。

ア 健康保持増進計画の総括的推進担当者の選任

事業者は、衛生管理者、衛生推進者等から「健康保持増進計画の総括的推進担当者」を選任し、健康保持増進計画の継続的な推進を行なわせることが必要です。

イ 健康保持増進措置を実施するスタッフの養成

健康保持増進措置を実施するに当たって必要なスタッフは、それぞれの専門分野における十分な知識・技能とともに、労働衛生、労働生理などについての知識が不可欠です。実施するスタッフの養成に努めることが必要です。

健康保持増進措置を実施するスタッフは次のとおりです。なお、これらのスタッフは、兼任することが可能です。

- ①産業医
- ②運動指導担当者
- ③運動実践担当者
- ④心理相談担当者
- ⑤産業栄養指導担当者
- ⑥産業保健指導担当者

ウ 健康保持増進専門委員会の設置

事業者は、健康保持増進措置を実施するスタッフ及び健康保持増進計画の総括的推進担当者を構成員、産業医を長とする「健康保持増進専門委員会」を設置して、個々の労働者の健康保持増進措置を行なうことが望まれます。

(5) 労働者健康保持増進サービス機関等の利用

健康保持増進措置を実施するためのスタッフは、事業場内に配置していくことが基本ですが、事業者がこれらスタッフ全てを確保することが困難な場合には、労働者健康保持増進サービス機関又は運動指導専門機関を利用することも可能です。

ア 労働者健康保持増進サービス機関

労働者健康保持増進サービス機関は、事業者の委託を受けて、①健康測定、②運動プログラム作成及び指導、③運動実践指導、④メンタルヘルスケア、⑤栄養指導、⑥保健指導の全てを実施することが可能である機関です。

イ 運動指導専門機関

運動指導専門機関は、事業者の委託を受けて、当該事業場の産業医と連携を取りながら運動指導を行うことが可能である機関です。

(6) 事業場における健康保持増進の内容

健康保持増進措置には健康教育、健康相談等があり、これらの中には労働者に対する集団指導や個々の労働者に対する健康指導が含まれます。

事業者は、健康教育の具体的項目について実施し、その結果に基づき健康教育や個々の労働者に応じたきめ細かな対策の実施を講ずるとともに、労働者の個別の要請に応じて健康相談等を行うように努める必要があります。

ア 健康測定

労働者の健康保持増進対策を推進していくためには、各個人が自己の健康状態について正確な知識を持ち、産業医を中心とするスタッフの指導を受けながら健康管理を継続していくことが必要です。

健康測定は、それぞれの労働者の健康状態を把握し、その結果に基づいた健康指導に必要なデータを得るために行ないます。健康測定の項目は、問診、生活状況調査、診察及び医学的検査であり、必要に応じて運動機能検査も行うものとされています。

イ 運動指導

運動指導は、健康測定の結果及び産業医の指導票に基づいて、運動指導担当者が労働者個人個人について、実行可能な運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行います。また、運動指導担当者及び運動実践担当者が、当該プログラムに基づく運動実践の指導を行います。

ウ メンタルヘルスケア

メンタルヘルスケアは、健康測定の結果、メンタルヘルスケアが必要と判断された場合又は問診の際労働者自身が希望する場合に、心理相談担当者が産業医の指示のもとに行います。

エ 栄養指導

栄養指導は、健康測定の結果、食生活上問題が認められた労働者に対して、産業栄養指導担当者が、健康測定の結果及び産業医の指導票に基づいて、栄養の摂取量にとどまらず、労働者個人個人の食生活や食行動の評価とその改善に向けて指導を行います。

オ 保健指導

保健指導は、勤務形態や生活習慣からくる健康上の問題を解決するために、産業保健指導担当者が、健康測定の結果及び産業医の指導票に基づいて、睡眠、喫煙、飲酒、口腔保健等の健康的な生活への指導及び教育を、職場生活を通して行います。

(7) 個人情報保護への配慮

個人情報を含む労働者の健康情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律及び関連する指針等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとされています。

※指針全文につきましては埼玉労働局ホームページをご覧ください。

(http://www.saitama-roudou.go.jp/seido/sub_anzen.html)

特定健診・特定保健指導の 実施にあたっての事業所の留意事項

埼玉産業保健推進センター 副所長 石鳥 次男

特定健診・特定保健指導が本年4月から始まり、これの実施主体は医療保険者ですが、職場の健康診断結果を事業所が保険者に送付する必要がある等、事業所にとっても本制度を理解することが大切です。事業所側の留意点について、平成20年1月17日付け厚生労働省から「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（別添）が発出されており、そこでは①保険者が事業所に要請する事項、②保険者と事業所が連携協議する事項、③事業所が独自に検討する事項等が触れてあります。

ここでは事業所が独自に検討する事項について解説をします。

なお、特定健康診査項目は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年12月28日付け厚生労働省令第57号）に示されています。また、定期健康診断項目と特定健康診査項目の比較は「さいたまさんぽV23(2008.3)のP17」の比較表を参照してください。

I 定期健康診断結果の送付にあたっての注意点について

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の法定検査項目のうち、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の検査項目に含まれるものの送付については、事業所が労働者の同意を得る必要はありませんが（高齢者医療確保法第27条3項）、含まれないものの送付については、労働者の同意を得ることが必要です。また、定期健康診断の法定外検査項目を送付する場合についても、労働者の同意を得ることが必要です。これらを怠ると、労働者から労働契約の債務不履行（民法第415条）あるいは不法行為（民法第709条）による損害賠償責任を追及される恐れがあります。同意の形式は任意ですが、後々の問題とならないように文書による同意が望まれます。また、健診の問診時に同意を得る場合は、問診は医師に対する意思表示で、直ちに事業所に対する同意表示とはなりませんので、医師を事業所の代理人、あるいは使者とする等により同意が事業所に対する意思表示であるようにする手続きが必要です。

さらに、特に注意しなければならないのは、医療保険者の要請により特定健診・特定保健指導上必要な健診項目を送付する場合（表1の②、④）、労働者が特定健診・特定保健指導上必要な健診項目と誤解し同意すると、錯誤による意思表示の無効（民法第95条）となる場合がありますので、この場合は特に送付目的を労働者に充分説明する必要があります。ここで、医療保険者が unnecessary 健診項目の送付を要請するとは、医療保険者が事業所の健診結果の転記誤り等を考慮し、あるいは電子情報送付の技術的問題等により健診結果のすべての項目の送付を要請することですが、これは医療保険者によって対応が異なりますので、医療保険者に確認して下さい。

表1 定期健康診断結果の送付と労働者の同意

	定期健康診断	特定健康診断	例	労働者の同意
①	法定項目	法定項目		不要
②	法定項目	法定外項目	視力、聴力	必要
③	法定外項目	法定項目	服薬歴・喫煙歴	必要
④	法定外項目	法定外項目	ガン検診	必要

2 就業時間中における特定保健指導の実施等について

特定保健指導は、医療保険者にその実施義務を課し、労働者個人の意思により利用され、業務遂行との関連において行われるものではないことから、その受診に要した時間の賃金を事業所が負担する義務はありませんが、就業中の賃金の取り扱いについては表2に示した方法が考えられます。

表2

形態	賃金支払いの有無	労働者の事故等の事業者の責任
業務命令	有	有
労働義務の免除	有償・無償は労使間で決める	無
有給休暇の取得	有給休暇手当	無
欠勤・遅刻・早退	無	無
契約の変更	無	無

- ①「業務命令」として特定保健指導を労働者に受けさせる場合は、賃金の支払いが必要です。労働者が事故等にあった場合には事業所の責任が出てくる可能性があります。しかしこの場合、業務遂行性、業務起因性が無ければ労災保険の適用が無いことに注意して下さい。
- ②「労働義務の免除」とは、「労働をさせる」という事業所の労働債権の放棄ですが、これによって労働者は労働債務を免除され、労働をしなくても労働契約の債務不履行にはなりません。一方、賃金債権は消滅していませんので、有償・無償を労使間で決めることとなりますが、就業規則で決めることも可能です。なお、この労働義務の免除は「代休」と同じです。
- ③「有給休暇」は半日単位で有給休暇を取得させることが可能ですので（行政通達）、半日単位の取得は労働者に配慮したことになります。
- ④「欠勤・遅刻・早退」で、年次有給休暇の出勤率の算出、皆勤手当等で不利益扱いをしなければ労働者に対する配慮と言えます。
- ⑤「契約の変更」とは、やや特殊ですが特定保健指導の時間帯について労働契約が無いとする契約を新たにすることです。

3 特定保健指導を医療保険者から受託する場合の留意点

- ①特定保険者から特定保健指導を受託した事業者が、特定保健指導を産業医にさせる場合、従来の契約（委任契約、労働契約）で可能かという問題があります。従来の契約が委任契約で委任内容が産業保健に関する事項のみであれば、別途特定保健指導に係わるあらたな契約が必要です。また、労働契約の場合は、一般的に就業規則等によって職務変更の人事権が事業所にありますので、その場合は従来の労働契約の枠内で特定保健指導の業務指示は可能ですが、増加した業務に対応する賃金等の労働条件の変更契約が必要となるでしょう。
- ②特定保健指導と労働安全衛生法第66条の7の保健指導が重なる場合は、医療保険者と事業所の費用負担の分割の協議が必要となります。

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省保険局長

特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、平成 20 年 4 月から、医療保険者は 40 歳以上の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査及び保健指導（以下それぞれ「特定健康診査」又は「特定保健指導」といい、総称して「特定健康診査等」という。）を実施することが義務付けられました。

高齢者医療確保法において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づく健康診断を受診した者又は受診できる者については、それらの健康診断を受診し、その結果を医療保険者が受領することにより、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする事とされており、定期健康診断の実施者である事業者の皆様におかれましては、当該定期健康診断の結果等の迅速かつ円滑な提供等医療保険者との緊密な連携・協力による事務処理が必要になると考えられるところです。

つきましては、別紙のとおり、想定される医療保険者と協力いただくべき事項をお知らせいたしますので、その趣旨につきまして御理解の上、積極的に御協力いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

（別紙）

特定健康診査等の実施に係る事業者と医療保険者の連携・協力事項について

1. 定期健康診断時の服薬歴及び喫煙歴の聴取の実施並びに医療保険者への情報提供

特定健康診査においては、「既往歴の調査」の項目の中で「服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」を行うこととなっているが、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に規定する定期健康診断においては「既往歴の調査」の項目の中で服薬歴及び喫煙歴の調査を行うことまで義務付けられているわけではない。

しかしながら、定期健康診断においては、従来からこれらに係る聴取を行っている場合が多いこと、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導対象者の抽出に不可欠なことから、来年度以降も引き続き聴取を実施されるよう御協力願いたい。なお、労働安全衛生規則第 51 条に基づく健康診断結果個人票に服薬歴及び喫煙歴の有無を記載していない場合においても、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等により把握している場合には、医療保険者から求めがあった際、健康診断結果個人票の写しと併せて、情報を提供されるよう御協力願いたい。

また、定期健康診断時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、医療保険者が労働者個人に対して直接聴取を行う可能性があることについて周知願いたい。

※服薬歴及び喫煙歴に関する標準的な問診内容については、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu/pdf/02b_0013.pdf）を参照されたい。

2. 定期健康診断等の結果の情報提供等について

（1）事業者から医療保険者への定期健康診断等の結果の情報提供について

労働安全衛生法上、事業者は、電磁的記録様式による保存を義務付けられていないが、高齢者医療確保法関係法令上、医療保険者は、特定健康診査等の結果を標準的な電磁的記録様式により保存しなければならないこ

と、電磁的記録を作成し提出できる機関に委託し得ることを定めることとしている。

そのため、医療保険者が事業者に対して標準的な電磁的記録様式による健康診断の結果の提出を求めることが予想される場所である。これを踏まえ、医療保険者と事業者との協議調整により、標準的な電磁的記録様式による方法やその他適切な方法により、医療保険者へその保存している結果の写しを提出するようお願いしたい。

なお、社会保険診療報酬支払基金ホームページの特定健診等機関基本情報リスト (<http://www.ssk.or.jp/tokuteikenshin/index.html>) や国立保健医療科学院ホームページの特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース (<http://kenshin-db.niph.go.jp/kenshin/>) においては、標準的な電磁的記録様式による結果の提出が可能な健診機関等の情報を提供しているので参考として御活用いただきたい。

(2) 特定健康診査に含まれない検査項目の取扱いについて

労働安全衛生規則に基づく定期健康診断の検査項目のうち、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の検査項目に含まれないものについては、事業者が定期健康診断の実施時に、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ること（受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものも含む。）で特定健康診査に含まれないものも含めて情報提供が可能となる。

受領した定期健康診断結果のうち特定保健指導の実施等に必要ない検査項目の結果以外は廃棄するなど、個人情報保護に十分配慮した取扱いを医療保険者が行うよう定められていることから、事業者におかれては、労働者の同意が得られるよう、御協力をお願いしたい。

(3) 定期健康診断の結果の情報提供に関する必要な取決め及び費用負担等について

定期健康診断の結果の情報提供に関する必要な取決め等については、事業者と医療保険者との間で、双方が納得できる方法及び形態等を十分に協議いただき、必要に応じて契約を締結するなど円滑な連携を図っていただくよう御協力をお願いしたい。

なお、協議調整の際は、医療保険者への提供のみを目的として定期健康診断の結果を作成又は送付する場合は、それに要した費用を医療保険者に請求することは差し支えないことに御留意願いたい。

3. 特定保健指導について

(1) 就業時間中における特定保健指導の実施等について

特定保健指導は、医療保険者にその実施義務を課し、労働者個人の意思により利用されるものであって、業務遂行との関連において行われるものではないことから、その受診に要した時間の賃金を事業者が負担する義務を負うものではない。

しかしながら、特定保健指導等を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康の保持・増進につながることから、事業者におかれては、就業時間中の受診に要した時間の賃金等の取扱いについて特段の御配慮をいただき、協力できるか御検討願いたい。

(2) 事業者が実施する保健指導と併せて特定保健指導を実施する場合の費用負担について

事業者が定期健康診断等の実施後の保健指導と併せて特定保健指導も行う場合、特定保健指導の費用として医療保険者に請求できる範囲は、その趣旨及び法定の実施内容にかんがみ特定保健指導とみなすことができる部分に限られ、明確な区分けに基づく費用の算定が求められることから、事業者と医療保険者との間で事前に十分な協議調整を行い、円滑な実施を図っていただくようお願いしたい。

なお、協議調整の際は、保健指導と特定保健指導との棲み分けや一体実施の方法等について、具体的に整理しておく必要がある点に御留意願いたい。

4. 血糖検査について

高齢者医療確保法において、特定保健指導の対象者の選定のために必要な項目として、空腹時血糖又はヘモグロビン A1c 検査を実施することとしている。

定期健康診断においては、従来から空腹時血糖を中心に検査を行ってきており、今後も空腹時血糖を測定することとするのが望ましいが、受診前に摂食した者等、随時血糖の測定を行わざるをえない場合には、ヘモグロビン A1c 検査で代替させることも可能である。

この際、事業者におかれては、随時血糖の測定のみとならざるを得ない場合であって、高齢者医療確保法に基づき医療保険者に対して当該測定の結果に関する情報を提供する際には、当該結果が随時血糖に係るものであることを明示していただくよう、あらかじめ健診機関に依頼する等の御協力を願いたい。

行田地域産業保健センターのご紹介

当センターは、県北部の田園地帯に位置し、行田労働基準監督署管内の加須市・羽生市・行田市を中心とした地域を対象に開設しています。早いもので12年目を迎えましたが、順調な事業運営が出来るのは、運営委員の医師会長や産業医の先生方のご理解とご協力を始め、地元の監督署や基準協会の関係各位との一体となった連携の結果であると思います。



清水 コーディネーター 中野 センター長 根本 担当理事 河村 コーディネーター

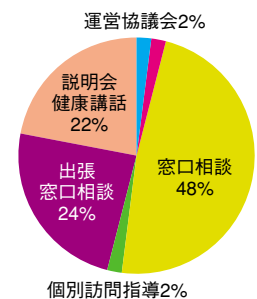
健康相談窓口を中心に活動

当センターの特徴は、個別訪問健康指導の申し込みが無いという点、訪問先企業を探すのが困難な地域性のため、活動の主体を**窓口相談**にしています。

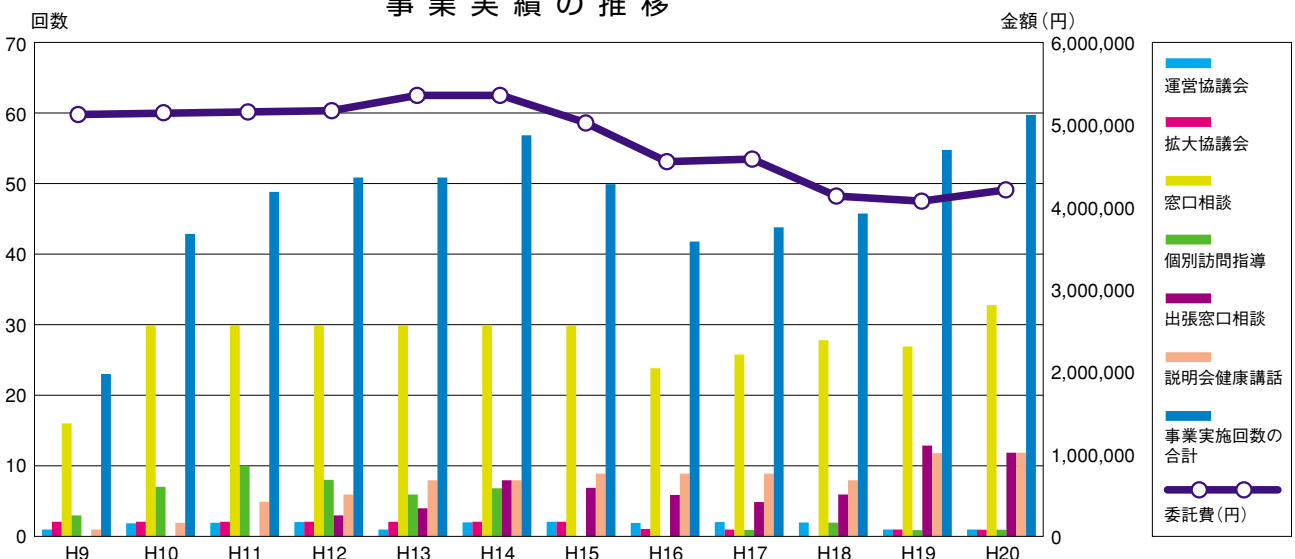
コーディネーターが各企業をこまめに訪問して、年間業務（健康診断の時期等）を把握して利用するように説明しています。5年程前より、「行田地域産業保健センター申込書」と実施後の「行田地域産業保健センター報告書」を作成し活用していますが、相談実施後に担当の先生が個々に健康指導等を記入した報告書と健康に関するリーフレット（相談者に関連の内容のもの）等を添えて再度、企業にお伺いして直接お渡しします。「利用して良かった、こんなに親切にして頂いて」等、御礼の言葉を聞くと嬉しくなります。また、最近では**メンタルヘルスの相談**が増えてきましたが、一人で悩まずに気軽に利用して欲しいと願っています。

また、今年度から長時間労働者への健康相談窓口を毎月1回実施していますが、記入する書類等が多い事など、最初の頃は担当の先生とバタバタしてしまいましたが、何とかスムーズに出来るようになりホッとしています。

H19事業実施内訳



事業実績の推移



健康講話と出張健康相談窓口の設置

毎年、健康講話の依頼が基準協会を中心に6、7件ありますので、健康講話を実施した後に、ロビーや別の部屋に**相談コーナー**（1時間程度）を設けています。受講者本人や部下の健康相談、講話の内容の質問等、毎回1、2名の利用があります。産業医の先生には（説明会）健康講話と抱き合わせでの長時間の業務をお願いしている現状ですので、先生方のご理解とご協力に本当に感謝しています。この実施方法は平成15年頃から地域産業保健センター委託費が減額になったので、1回の出勤（謝金）で2つの業務をするという点で、活動実績の増加に非常に有効だと思います。

また、昨年より、地域の**産業医の先生の医療機関で昼休みを利用した出張健康相談窓口**を設置しており、今年も5医療機関を予定しています。利用者は、まだ半分位ですが、身近な医療機関で気軽に利用できる良い企画なので軌道に乗るように工夫したいと考えています。



地道なPR活動

健康管理に対して意識が乏しい小規模事業場も多く、当センターの知名度と利用度はまだまだですが、色々な会合に顔を出してPR活動をしています。（医師会で開催する市民フォーラムや地元自治会や商店街の行事等に出向いてリーフレットや当センターの名入りのクリアファイルを配布し宣伝する）これからも人が集まる情報を耳にしたら出向くという積み重ねの活動で、少しでも利用者が増えていく事を期待しています。

労働基準監督署から企業への勧奨は大変に効果があるので期待したいと思います。



小規模事業場産業保健 活動支援促進助成金

平成20年4月から、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度（産業医共同選任事業）が改正され、単独の事業場でも申請が可能になりました。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金って何ですか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を専任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度です。助成期間は3年間です。

助成金をもらうためには、まずどうすれば良いの？

手続きには、個々の事業場が単独で申請する方法と、事業場グループを形成して一括して申請する方法の2通りがあります。

◎個々の事業場による単独申請

まず申請書（様式第1号-2）を産業保健推進センターに提出してください。推進センターでは、あなたの事業場の属する業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件のいずれかの要件を共有する**他の事業場との産業医の共同選任を支援**するため、郡市区医師会との連携により、課題を解決するための産業医を共同選任産業医としてご紹介いたします。労働者数50人以上規模の事業場の産業医として活動している産業医を、共同選任産業医としてご紹介する場合があります。他の事業場と共同で選任する産業医と契約を結び、契約書の写し等を産業保健推進センターに提出したら、**本事業への登録完了**です。

ご注意！

予め医師と産業医契約を結んでから申請した場合、共同選任とは認められず、助成を受けられない場合がありますので、事前に産業保健推進センターにご相談ください。

◎事業場グループを形成して申請

グループ内の各事業場と医師が結んだ産業医契約書の写しを添えて、申請書（様式第1号）を産業保健推進センターに提出してください。契約する産業医が探せない場合は、産業保健推進センターにご相談ください。郡市区医師会との連携により、産業医をご紹介します。

1. 登録申請



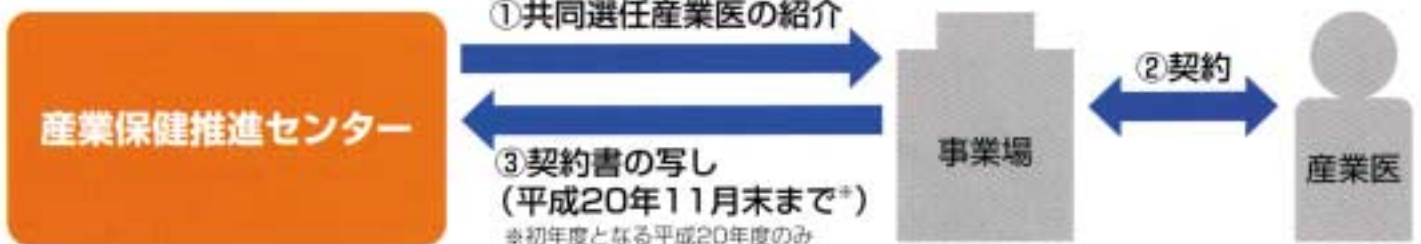
ポイント 1 個々の事業場が単独で申請する場合には、産業保健の課題（例：メンタルヘルス、作業環境改善等）について、具体的に記載してください。

2. 産業医共同選任契約、契約書の写しの提出

登録手続きの完了

ポイント
2

個々の事業場が単独で申請した場合には、事業場の属する業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件のいずれかの要件を共有する他の事業場との産業医共同選任をコーディネートするため、都市区医師会との連携により、課題を解決するための産業医をご紹介します。
上記の要件を満たしていれば、労働者数50人以上規模の事業場の産業医として活動している産業医を、共同選任産業医としてご紹介する場合があります。



3. 産業医による産業保健活動の実施



職場巡視、
衛生委員会等への参加



健康診断結果についての意見、
保健指導、健康相談



長時間労働者への面接指導

ポイント
3

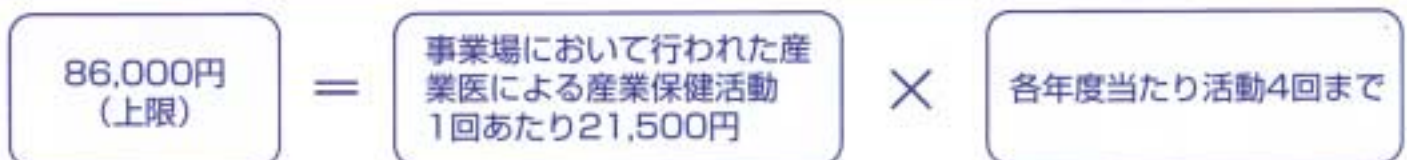
助成の対象は、原則として産業医が事業場に出向いて行う、職場巡視、保健指導等の活動です。また、職場巡視の結果を踏まえておこなう助言、指導文書の作成等の活動も、助成の対象となります。

活動の内容によっては、助成金の支給が認められない場合もありますので、事前に産業保健推進センターにご相談ください。

4. 活動実績報告・助成金支給申請書の提出



助成金の支給について



母性健康管理研修会のお知らせ

1. 開催日時 平成20年10月8日(水) 13:30~16:30
2. 開催場所 さいたま共済会館
さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号 TEL 048-822-3330
3. 参加対象者 産業医、医師、保健師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等
4. 定員 100名程度
5. 研修カリキュラム

	時間	研修内容	講師
1	13:30 }	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の働く女性の現状 ●男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 ●労働基準法における母性保護規定 	埼玉労働局 雇用均等室長 齋田 三枝子
2	14:30 }	<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健の理念(母子保護法) ●妊娠中の症状等に対応する措置 	埼玉県産婦人科医会会長 母性健康管理指導医(埼玉労働局) 柏崎 研
3	15:30 }	<ul style="list-style-type: none"> ●職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフの役割 	富士電機システムズ(株) 東京地区総務部健康管理センター所長 堀川 直人

日本医師会認定産業医単位申請中

1~3…基礎後期研修 3単位 または { 1……生涯更新研修 1単位
2~3…生涯専門研修 2単位

6. 主催 埼玉産業保健推進センター
共催 社団法人埼玉県医師会
7. 後援 社団法人日本医師会、財団法人女性労働協会
8. 申し込み・問い合わせ 埼玉産業保健推進センター
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3
TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

埼玉産業保健推進センター 行き (FAX) 048-829-2660

母性健康管理研修会申込書

ふりがな				事業所名 (勤務先)		
氏名						
連絡先 住所	〒	-			TEL	
					FAX	
職種	産業医 医師 保健師 助産師 看護師 衛生管理者 機会均等推進責任者 人事労務担当者 事業主 その他 ()					
所属市区医師会名				認定産業医番号		

産業保健セミナー開催のご案内

本年度後期の産業保健セミナーを別記予定のとおり開催することになりました。

これらのセミナーは、当センターの専門スタッフ（産業保健相談員）等が講師となり、産業保健スタッフをはじめ産業保健に携わる方々に、基礎的または専門的かつ実践的知識や能力を養っていただけるよう開催するものです。

この機会に、是非積極的に受講いただき、日頃の産業保健活動の参考となさってください。多くの方々のご参加を心よりお待ちしております。

●セミナー概要

1. 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当などの産業保健担当者及び産業保健に関心をお持ちの方。
2. 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
3. 日程 別記予定のとおりです。
4. テーマ・講師 別記予定のとおりです。
5. 定員 各セミナーとも36名（2回は20名）
6. 受講料 無料

●申込方法

下記『受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。 **申込締切 原則として開催日の1週間前まで**

●申込およびセミナーに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3 さいたま浦和ビルディング2階
 埼玉産業保健推進センター 電話 (048)829-2661 FAX (048)829-2660
 ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

埼玉産業保健推進センター 行き
 (FAX) 048-829-2660

セミナー・研修会受講申込書

ふりがな 氏名			職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・保健師・看護師・その他（ ）
勤務先等 (受講票送付先)	事業場名		TEL	()	
	所属部署		FAX	()	
	所在地	〒 -			
	(受講票送付先が受講者以外の場合)				
氏名			所属
受講を希望するセミナーに○をつけてください					
第1回	メタボリックシンドローム（特定健診）と関連ガイドライン		第9回	化学物質等の取扱いにおけるリスクアセスメントのポイント -化学物質等の健康影響を中心として-	
第2回	AEDを使用した心肺蘇生法		第10回	職場の「うつ病」対策と社会復帰	
第3回	職場巡視とリスクアセスメント		第11回	定期健康診断の考え方と進め方	
第4回	介護者の心と体のケアについて		第12回	第11次労働災害防止計画への対応	
第5回	作業環境測定と報告書の見方		第13回	働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法Ⅱ -鼻・のどの疾患編-	
第6回	職場のメンタルヘルス対策		第14回	健康配慮義務違反と企業責任	
第7回	衛生管理者の職務等について		第15回	事業所における健康づくり活動	
第8回	健康管理に役立つ健診事後措置		第16回	職場における腰痛の発生要因とその予防対策について	

産業保健セミナー(後期)

第1回 平成20年10月6日(月) 14:00~16:00

テーマ **メタボリックシンドローム(特定健診)と
関連ガイドライン**

講師：宇佐見 隆廣
産業医学担当相談員

各学会からリスクファクター重積にに対し、E BMIに基づいた新ガイドラインが出されているが、その管理目標とガイドライン相互間の整合性について考えます。

第2回 平成20年10月7日(火) 13:30~16:30

テーマ **AEDを使用した心肺蘇生法**

講師：大久保 実
兵庫県医師会認定AEDインストラクター

基本的な心肺蘇生法を、人工呼吸の実習、AED(自動体外式除細動器)の実習を通して学びます。

第3回 平成20年11月10日(月) 14:00~16:00

テーマ **職場巡視とリスクアセスメント**

講師：児島 俊則
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

安全・衛生管理者、安全衛生推進者、看護師等の職場巡視についてのチェックリストの利用やリスクアセスメントの仕方について勉強します。

第4回 平成20年11月11日(火) 14:00~16:00

テーマ **介護者の心と体のケアについて**

講師：中田 恵久子
産業医学担当相談員
病院小児科部長

介護は人の心と体をケアする大切な職業です。でもとても大変な仕事でもあります。時には自分自身も見つめ直してあげてください。

第5回 平成20年11月17日(月) 14:00~16:00

テーマ **作業環境測定と報告書の見方**

講師：児島 俊則
労働衛生工学担当特別相談員
労働安全衛生コンサルタント事務所長

法律に基づく作業環境測定を、実例をモデルにしてデザイン、サンプリングから、評価結果にいたる報告書の作成と結果のフォローについて説明します。

第6回 平成20年11月20日(木) 14:00~16:00

テーマ **職場のメンタルヘルス対策**

講師：林 文明
メンタルヘルス担当相談員
精神・神経・内科病院院長

職場のなかで、うつ病や職場不適應者が出た場合の対応について解説します。

第7回 平成20年12月24日(水) 14:00~16:00

テーマ **衛生管理者の職務等について**

講師：田中 茂
労働衛生工学担当相談員
十文字学園女子大学人間生活学部教授

作業場の労働衛生管理は産業医とともに衛生管理者を中心に展開されており、その意味で、多くの方に衛生管理者の職務等について理解を持っていただきたい。

第8回 平成21年1月15日(木) 14:00~16:00

テーマ **健康管理に役立つ健診事後措置**

講師：三輪 祐一
産業医学担当相談員
東京都予防医学協会総合健診部長

健診は、それに基づくフォローがあってこそ生きてくると言えます。面接のコツ、データの読み方(どの程度の重みがあるのか)など解説します。

第9回 平成21年1月21日(水) 14:00~16:00

テーマ 化学物質等の取扱いにおけるリスクアセスメントのポイントー化学物質等の健康影響を中心としてー

講師：府川 栄二
労働衛生工学担当特別相談員
労働衛生コンサルタント事務所長

普及してきているコントロールバンディング法を中心として、化学物質等取扱いにおけるリスクアセスメントのポイントを解説します。

第10回 平成21年2月5日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場の「うつ病」対策と社会復帰

講師：林 文明
メンタルヘルス担当相談員
精神・神経・内科病院院長

増加傾向にある「うつ病」を中心に、ストレス性疾患の説明を行い、その予防や治療、職域における注意点、休職時や復職時の対応について事例をまじえて解説します。

第11回 平成21年2月20日(金) 14:00~16:00

テーマ 定期健康診断の考え方と進め方

講師：植田 康久
産業医学担当相談員
事業所健康管理センター所長

平成20年4月に健診項目の改正がありました。あらためて定期健康診断の役割について考えてみたいと思います。

第12回 平成21年2月26日(木) 14:00~16:00

テーマ 第11次労働災害防止計画への対応

講師：生駒 賢治
産業医学担当相談員
内科医院院長

平成20年度から平成24年度までの5カ年計画が始まりました。健康保持増進の更なる向上のための諸施策の展開の中で、産業保健担当者が如何に対応するかを考えます。

第13回 平成21年3月3日(火) 14:00~16:00

テーマ 働く人々の難聴・その他の耳鼻咽喉科疾患と対処法Ⅱー鼻・のどの疾患編ー

講師：武石 容子
産業医学担当相談員
耳鼻咽喉科医師

耳鼻咽喉科の代表的な鼻・のどの疾患であるアレルギー性鼻炎、かぜ症候群、睡眠時無呼吸症候群等について、労働生産性の側面からも解説します。

第14回 平成21年3月11日(水) 14:00~16:00

テーマ 健康配慮義務違反と企業責任

講師：中村 孝雄
労働衛生関係法令担当相談員
川越地区労働基準協会事務局長

健康配慮義務に違反してうつ病等の健康障害を発生させた場合の、損害賠償を判例を基に考えます。電卓をご持参下さい。慰謝料を含む各損害賠償項目を算定します。併せて、安全配慮義務違反の資料も提供します。

第15回 平成21年3月24日(火) 14:00~16:00

テーマ 事業所における健康づくり活動

講師：市原 千里
保健指導担当相談員
(財)埼玉県健康づくり事業団
健康管理部 保健指導グループ

事業所における健康づくりを、実施できるところから始めることを一緒に考えていきましょう。

第16回 平成21年3月26日(木) 14:00~16:00

テーマ 職場における腰痛の発生要因とその予防対策について

講師：志村 浩
産業医学担当相談員
志村医院院長

現在職場における腰痛は、業務上疾患の約半数を占める最多の疾患であります。その発生要因の分析と予防対策について考えていきたいと思ひます。

カウンセリング技術研修開催のご案内

近年、職場におけるメンタルヘルスに関する問題が顕在化してきており、企業としてメンタルヘルスに取り組む必要性が増してきています。

このため、事業主、産業保健担当の方々にはカウンセリング技術の基礎を学んでいただき、企業としてメンタルヘルスにお取り組みになる際の一助になればと、カウンセリング技術研修を行ってまいりましたが、ご好評につき下記により第20回研修を開催することといたしました。

●研修概要

- 1 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当者などの産業保健担当者等
- 2 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
- 3 講師 産業保健相談員(カウンセリング担当) 星野ゆかり(日本大学医学部精神神経科学教室)
- 4 定員 連続して全講座を受けられる方 20名
この研修は、全10回の講座をすべて受講されることを前提に組み立てられていますが、前回の受講生で、受けられなかったカリキュラムがある方に限り部分的な受講も受け付けます。
- 5 修了証 全講座を修了された方には当センターの修了証を交付いたします。
- 6 受講料 無 料

●申込方法

下記「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

●申込締切

平成20年10月3日(ただし申込締切日以前であっても、定員になった場合は締め切りますので、ご注意ください)

カウンセリング技術研修日程・カリキュラム

- 《第1回》平成20年10月10日(金) ●開講式、オリエンテーション、カウンセリングの基本的な考え方
 - 《第2回》平成20年10月24日(金) ●心の医学Ⅰ(どのような人が、何を求めて等)
 - 《第3回》平成20年11月7日(金) ●心の医学Ⅱ(心の医学、心の問題と頭の問題等)
 - 《第4回》平成20年11月21日(金) ●ストレスについてⅠ(ストレスとは、職場のストレス等)
 - 《第5回》平成20年12月5日(金) ●ストレスについてⅡ(ストレスとの付き合い方等)
 - 《第6回》平成20年12月19日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅰ(対人的な距離、視線等)
 - 《第7回》平成21年1月16日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅱ(上手な話の聴き方、受容等)
 - 《第8回》平成21年1月30日(金) ●カウンセリングの具体的な技法Ⅲ(感情の整理、感情の明細化等)
 - 《第9回》平成21年2月13日(金) ●演習(職場でよく起こり得る問題での演習)
 - 《第10回》平成21年2月27日(金) ●実践(話を聴くことの体験) 質疑応答、閉講式、修了証交付
- *各講座の開催時間は14:00~16:00です。

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

カウンセリング技術研修受講申込書

ふりがな		氏名		職種	産業医・事業主・衛生管理者・ 労務担当者・保健師・看護師・ その他()	
(受講票送付先)	勤務先等	事業場名		TEL	()	
		所属部署		FAX	()	
		所在地	〒 -			
連続受講・部分受講の別		連続受講を希望・部分的に受講を希望 (いずれかを○で囲んでください。)				
《部分受講の方》 希望される回に○をつけてください		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
		第6回	第7回	第8回	第9回	第10回

労働衛生関係法令研修開催のご案内

衛生担当者（安全衛生担当者）として仕事をしてはいるけれど正直関係法令の勉強まではなかなか・・とお思いの方々、以前勉強はしたけれど暫くご無沙汰しているのので復習したいとお考えの方々、そんな方々にご利用いただけるよう労働衛生関係法令に的を絞ったセミナーのご案内です。

ご多忙な皆様向けに**全8時間コースを4回に分けて実施します**。衛生（安全衛生）の実務担当の方々をはじめ、担当者ではないけれど勉強してみたいとお思いの方、改めて復習をされたい方、法律は少し・・とお思いの方もお気軽にご参加ください。

●研修概要

- 1 対象者 事業主、保健師、看護師、衛生管理者・労務担当者などの産業保健担当者等
- 2 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム
- 3 講師 産業保健特別相談員（労働衛生関係法令担当） 櫻井 通（春日部労働基準協会 専務理事）
- 4 定員 連続して全講座を受けられる方 36名
この研修は、全4回の講座をすべて受講されることを前提に組み立てられていますが、部分受講も可能です。
- 5 修了証 全講座を修了された方には当センターの修了証を交付いたします。
- 6 受講料 無 料

●申込方法

下記「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。

ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

●申込締切

連続受講を希望される方は平成20年9月25日まで。（ただし申込締切日前であっても、定員になった場合は締め切りますので、ご注意ください）

労働衛生関係法令研修日程・カリキュラム

- 《第1回》平成20年10月2日（木） ●労働安全衛生法等の概要（1）
（労働安全衛生法及び施行令・労働安全衛生規則）
- 《第2回》平成20年10月30日（木） ●労働安全衛生法等の概要（2）
（有機溶剤中毒予防規則）
- 《第3回》平成20年12月11日（木） ●労働安全衛生法等の概要（3）
（特定化学物質障害予防規則・粉じん障害防止規則・じん肺法等）
- 《第4回》平成20年12月18日（木） ●労働安全衛生法等の概要（4）
（関係指針・労働基準法・労働基準法施行規則）
●修了証交付

*各講座の開催時間は14：00～16：00です。

埼玉産業保健推進センター 行き
(FAX) 048-829-2660

労働衛生関係法令研修受講申込書

ふりがな 氏名			職種	産業医・事業主・衛生管理者・労務担当者・保健師・看護師・その他（ ）
（受講票送付先等）	事業場名		TEL	（ ）	
	所属部署		FAX	（ ）	
	所在地	〒 -			
連続受講・部分受講の別		連続受講を希望・部分的に受講を希望（いずれかを○で囲んでください。）			
《部分受講の方》希望される回に○をつけてください					
第1回	第2回	第3回	第4回		

「産業医研修会」のご案内

産業医研修会を下欄のとおり開催します。

当センターで実施する産業医研修会は、産業医の資格をお持ちの方を対象とした、専門的・実践的な研修です。

●研修会概要

1. 対象者 産業医
2. 会場 埼玉産業保健推進センター・セミナールーム及び訪問事業所
3. 日程 下欄のとおりです。
4. テーマ・講師 下欄のとおりです。
5. 定員 下欄のとおりです。(定員になり次第締め切らせていただきます。)
6. 受講料 無料
7. 駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
8. 日本医師会認定産業医単位 申請中です。

●申込方法

下記『受講申込書』に必要事項をご記入のうえ、当センターあてFAXまたはホームページからお申し込みください。

- 申込締切 原則として開催日の1週間前まで (ただし、第1回の「事業所訪問研修」は2週間前まで)

●申込先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2-3 さいたま浦和ビルディング2階
 埼玉産業保健推進センター 電話 (048)829-2661 FAX (048)829-2660
 ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

産業医研修会日程

回数	日時	研修内容・講師	研修場所	研修形式	定員	日医申請中
1	9月18日(木) 14:00~16:00	作業環境管理 労働衛生工学担当相談員 児島俊則	当センター	実習方式	15名	生涯・実地 2単位
2	10月9日(木) 14:00~16:00	健診データの読み方 産業医学担当相談員 三輪祐一	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位
3	10月30日(木) 14:00~16:00	事業所訪問研修 産業医学担当特別相談員 生駒賢治	藤倉ゴム工業㈱ (さいたま市) (現地集合)	実習方式	15名	生涯・実地 2単位
4	11月27日(木) 14:00~16:00	メンタルヘルス事例研究 メンタルヘルス担当相談員 林 文明	当センター	討議方式 (事例検討)	15名	生涯・実地 2単位

埼玉産業保健推進センター 行き (FAX) 048-829-2660

産業医研修会受講申込書

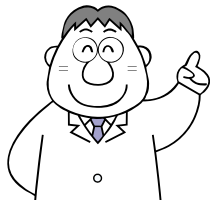
ふりがな 氏名		所属医師会		日医認定産業医番号		
受講票 送付先	〒	—	連絡 先	TEL			
	住所			FAX			
	名称等						
受講を希望するセミナーに○をつけてください							
	1回	9/18	作業環境管理		2回	10/9	健診データの読み方
	3回	10/30	事業所訪問研修		4回	11/27	メンタルヘルス事例研究

メンタルヘルス事例研究会のご案内

当センターでは、埼玉県産業保健看護研究会と共催により、精神科医 金村 元 医師を指導役にお招きし、職場におけるメンタルヘルスに関わる勉強や職場で起こった事例を解決するための研究会を開催しています。

開催日程は毎月第2水曜日(但し12月は除く)の午後6時15分から8時30分までです。企業名などを伏せての相談も可能ですし、秘密も守られます。

産業医、事業場の安全衛生、人事・労務のご担当、保健師、看護師など産業保健担当者であればどなたでも参加できます。フランクな雰囲気で開催していますので、お勤め帰りにでも是非お立ち寄りください。参加費は無料です。詳細は埼玉産業保健推進センターまでお尋ねください。



産業保健相談員及び相談日

区分(分野)	相談日	相談例
産業医学	毎週…月～金曜日	健康診断の事後措置、職業性疾患の予防対策
メンタルヘルス	毎月…第1、2、3木曜日	職場でのメンタルヘルスの進め方
カウンセリング	毎週…金曜日	職場における相談、指導の進め方
労働衛生工学	毎月…第2、3、4、金曜日(AM)	作業環境の改善方法等
労働衛生関係法令	毎月…第2、4水曜日	関係法令の解釈
保健指導	毎月…第4火曜日	保健相談、保健指導の進め方

担当分野	相談員氏名	相談日	備考
産業医学	宇佐見 隆廣	毎週月曜日	元獨協医科大学公衆衛生学助教授
	植田 康久	第3金曜日	認定産業医、労働衛生コンサルタント、日本産業衛生学会専門医、事業所健康管理センター所長(産業医)
	武石 容子	第1、3、4火曜日	認定産業医、日本耳鼻咽喉科学会騒音性難聴担当医、医師
	三輪 祐一	第3木曜日(AM)	認定産業医、労働衛生コンサルタント、東京都予防医学協会総合健診部長
	中田 恵久子	第2、3火曜日(AM)	認定産業医、病院小児科部長
	志村 浩	第4木曜日	認定産業医、医院院長
	松崎 正一	第1金曜日	認定産業医
メンタルヘルス	林 文明	第1、2、3木曜日	認定産業医、精神科医、病院院長
カウンセリング	星野 ゆかり	毎週金曜日	日本大学医学部精神神経科学教室助手
労働衛生工学	田中 茂	第2、3、4金曜日(AM)	十文字学園女子大学人間生活学部教授
労働衛生関係法令	中村 孝雄	第2、4水曜日	元労働基準監督署長
保健指導	市原 千里	第4火曜日	(財)埼玉県健康づくり事業団 健康管理部 保健指導グループ

産業医、事業主等の皆様へ

産業保健活動を応援します

お気軽にご利用ください

ご利用は無料です
秘密も守ります

業務のご案内

窓口相談・実地相談

直接窓口・電話・FAX・電子メール
等でお気軽に

広報・啓発

事業主セミナー・情報誌発行・講師
紹介等

情報の提供

図書・ビデオ・研修用機器・作業環
境測定機器等の貸出

助成金事業

産業医共同選任事業
自発的健康診断受診支援事業

研 修

産業医・保健師・看護師・衛生管理者・
労務担当者等に対する産業保健研修

調 査 研 究

産業保健に役立つ調査研究の実施と
結果の提供

詳細についてのお問い合わせ、お申込みは当センターまで

〈交通のご案内〉



■ご利用いただける日時■

当センターの休日を除く毎日
午前9時～午後5時

当センターの休日
毎土・日曜日及び祝祭日
年末年始

独立行政法人 労働者健康福祉機構 埼玉産業保健推進センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング2階

電話 048-829-2661 FAX 048-829-2660

ホームページ <http://www.saitama-sanpo.jp/>

Eメール info@saitama-sanpo.jp